

足利市利用者負担額【保育料】

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		利用者負担（月額）				各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		利用者負担（月額）
階層区分	定義	推定年収	3号認定／2号認定 (3歳未満児)		2号認定 (3歳児)		2号認定 (4歳以上児)	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯も含む)	—					1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯も含む)
2	市民税非課税世帯	～260万円	8,500	8,500			2	市民税非課税世帯
			[4, 200]	[4, 200]			3	
3	市民税均等割 課税世帯	～300万円	3,700	3,700			特別	第1階層のうち下記 注)7に該当する世帯
			[0]	[0]			4	
4	第4階層のうち下記 注)7に該当する世帯	～330万円	13,000	12,800			特別	第4階層のうち下記 注)7に該当する世帯
			[6, 500]	[6, 400]			5	
5	第5階層のうち下記 注)7に該当する世帯	～360万円	6,000	5,900			特別	第5階層のうち下記 注)7に該当する世帯
			[0]	[0]			6	
6	第6階層のうち下記 注)7に該当する世帯	～400万円	17,300	17,000			特別	第6階層のうち下記 注)7に該当する世帯
			[8, 600]	[8, 500]			特別	
7	第7階層のうち下記 注)7に該当する世帯	～500万円	8,600	8,500			特別	第7階層のうち下記 注)7に該当する世帯
			[0]	[0]			特別	
8	第8階層のうち下記 注)7に該当する世帯	～600万円	22,000	21,700			特別	第8階層のうち下記 注)7に該当する世帯
			[11, 000]	[10, 800]			特別	
9	第9階層のうち下記 注)7に該当する世帯	～780万円	28,000	27,600			特別	第9階層のうち下記 注)7に該当する世帯
			[14, 000]	[13, 800]			特別	
10	第10階層のうち下記 注)7に該当する世帯	～930万円	36,500	35,800			特別	第10階層のうち下記 注)7に該当する世帯
			[18, 200]	[17, 900]			特別	
11	第11階層のうち下記 注)7に該当する世帯	930万円～	42,500	41,800			特別	第11階層のうち下記 注)7に該当する世帯
			[20, 900]	[20, 900]			特別	
11	第11階層のうち下記 注)7に該当する世帯	301,000円未満	45,900	45,200			特別	第11階層のうち下記 注)7に該当する世帯
			[22, 900]	[22, 600]			特別	
11	第11階層のうち下記 注)7に該当する世帯	301,000円以上	49,300	48,500			特別	第11階層のうち下記 注)7に該当する世帯
			[24, 600]	[24, 200]			特別	

無償化

無償化

(注)

- 1 年齢については、年度当初(4月1日)時点のお子さまのクラス年齢により決定します。年度の途中で誕生日を迎えても変更とはなりません。
- 2 階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税、9月から翌年3月は当年度分の市町村民税により決定しお知らせする予定です。
- 3 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の控除(配当控除、住宅借入金等特別控除等)は適用されません。
- 4 利用者負担額は、父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税額を合計する場合があります。
- 5 同一世帯の2人以上のお子さまが、同時に保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等を利用する場合には、2番目のお子さまについて、上表の〔 〕欄の利用者負担額が適用されます。また、第3子以降のお子さまの利用者負担額は無料となります。なお、2・3号認定の市民税所得割額が57,700円未満までの世帯は、第1子の年齢に関わらず、第2子半額、第3子以降無料として上表の利用者負担額を適用します。
- 6 第3子以降、保育料減免事業による減免申請書の提出が必要で、利用者負担決定後に該当する場合は申請してください。
- 7 母子(父子)世帯並びに在宅障がい児(児)がいる世帯等で、第2階層から第5階層の場合は特別となります。また、第1子の年齢に関わらず、第1子半額、第2子以降無料として上表の利用者負担額を適用します。ただし、委託の事業者が同居の祖父母などの場合は特別の適用外となる場合があります。
- 8 利用者負担額の算定に必要な課税書類の提出がない、市町村民税の申告がないなど、課税額の確認ができない場合は、各認定区分の最高階層にて利用者負担額を認定します。なお、認定後に確定申告がされた場合でも当初に返つての再認定はありません。
- 9 この利用者負担額は、子ども、子育て支援新制度の対象となる教育・保育施設、地域型保育事業を利用する場合に適用されます。そのため、現在の制度のまま継続する幼稚園(私学助成幼稚園)等を利用する際は、現行どおり各施設で設定した保育料をご負担いただくこととなりますが、月額25,700円分までは教育・保育無償化により無償となります。
- 10 この利用者負担額のほか、各園により教材費や行事費などの実費等の負担が必要な場合があります。
- 11 推定年収は、父・母(税法上の扶養の範囲)・子ども2人をモデル世帯としておおよそ目安として表記しています。